会 議 名	令和3年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会
開催日時	令和3年12月1日(水)から令和3年12月6日(月)まで 書面会議
開催場所	
出 席 者 及 び 欠 席 者	l <u>—</u>
報告事項	なし
議題	(1) 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))における保有個人情報の目的外利用について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 保有個人情報の目的外利用及び当該目的外利用を行う際の本人への事前通知の省略を可とする。
審 議 経 原則 しと と は で	議題  (1) 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))における保有個人情報の目的外利用について「令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))における保有個人情報の目的外利用について」を議題とし、説明する。  1 概要 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する目的で、18歳以下の子どもを養育する世帯(児童手当における制限を超える所得の世帯を除く。)に対して、臨時特別的な給付措置として、令和3年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金を給付する。  2 保有個人情報の目的外利用を行う理由 資料4「事務の流れと目的外利用する情報」のとおり3 事務の内容(1)名称 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))  (2) 実施主体 市町村(特別区を含む。)  (3) 支給対象児童 テ 児童手当対象児童 令和3年9月分の児童手当(令和3年9月出生の児童については、10月分。本則給付のみ。公務員を含む。)に係る支給要件児童 イ 高校生対象児童 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童 ウ 新生児対象児童 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童 (4) 支給対象者 支給対象児童の世帯の主たる生計維持者で、令和3年9月分の児童手当を本市から支給されたもの イ 要申請支給対象者 支給対象児童の世帯の主たる生計維持者で、令和3年9月分の児童手当を本市から支給されたもの イ 要申請支給対象者 支給対象児童の世帯の主たる生計維持者で、令和3年9月分の児童手当を本市から支給されたもの イ 要申請支給対象者 支給対象児童の世帯の主たる生計維持者で、

で、児童手当算定児童(16歳以上の児童は、児童手当の支給要件児童ではないが、児童手当の支給額に影響する場合があり、当該児童を児童手当算定児童という。)に該当しない児童や新生児対象児童を養育する者及び公務員

(5) 支給額

支給対象児童1人当たり5万円を給付する。

(6) 支給方法

一般支給対象者については、本市が支給の通知を行った上で、児 童手当と同じ口座に振り込む。

要申請支給対象者については、申請内容を審査した上で、要申請支給対象者が指定した口座に振り込む。

(7) 支給日

一般支給対象者については、令和3年12月下旬に振り込む。 要申請支給対象者については、申請を受けた後、準備ができ次第 振り込む。

## 【主な意見等】

- 子育て世帯等臨時特別支援については、すでに報道等で知られており、先行給付金における保有個人情報の目的外利用は適当と考える。オミクロン株の世界的広がりを考慮すれば、第六波がこの冬来る可能性は高く、1日でも早く給付されるようにする必要があるだろう。特に、申請が必要な方々が1日でも早く申請できるようにすることが望まれる。これまでも給付のあった新型コロナ対策の一環でもあり、個人情報を利用することは、対象者にとって利益のあることでもあり、理解は得られるだろう。よって適当とする。
- 緊急かつ迅速に事務手続を要する事案であり、許容できるものと思われる。
- 新型コロナウイルスにより経済的影響を受けた子育て世帯へ先行給付金を支給することは評価できる。

この給付事務に際しての保有個人情報の目的外利用であるが、緊急性もあり、かつ国でも特定公的給付の指定を検討していることからして適正なことと判断する。本人への通知も同様と考える。

ただし、可能であれば国の指定理由等を教示願いたい。

● 令和3年12月6日付け事務連絡で、同日に、先行給付を含む子育て世帯への臨時特別給付が特定公的給付に指定された旨が通知された。指定理由については示されていないが、国では、当初、本給付を特定公的給付に指定することを予定しておらず、個人情報の目的外利用については、各自治体の判断で行うよう通知をしていたが、これを受けた多くの自治体から、本給付を特定公的給付に指定してくれないのかという旨の問合せがあったことから、指定を検討することとしたものであると推定される。

なお、特定公的給付として個人番号を利用することができる情報に、「令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務」に関するものは含まれなかったため、当該情報については、本審議会の答申を基に個人情報の目的外利用を行うこととなる。

○ 本件、遅滞なく、必要な世帯に支給されたい。

	【審議結果】  ○ 議題(1)について、保有個 う際の本人への事前通知の		用及び当該目的	り外利用を	分
				以	上
会議の公開・非公開の別	☑公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とし	た理由	傍聴者:	0 人	
会議録の開示・ 非 開 示 の 別	<ul><li>✓開 示</li><li>□一部開示(根拠法令等:</li><li>□非 開 示(根拠法令等:</li></ul>			)	
庶務担当課	総務部 文書法制課	 (内線:385)			